

第38回 全国高等学校ゴルフ選手権春季大会・中部地区予選 兼 第40回 中部高等学校ゴルフ選手権春季大会

開催日	平成30年 3月12日(月)・13日(火)・14日(水)
開催コース	春日井カントリークラブ 西コース
主催	中部高等学校ゴルフ連盟
後援	中部ゴルフ連盟・愛知県ゴルフ連盟・スポーツニッポン新聞社
協賛	(株)ダンロップスポーツマーケティング・(株)ブリヂストンスポーツセールスジャパン

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ラテラル・ウォーターハザード (規則 26)

線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地 (規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。ただし次のものを含む。

(a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイントが球のライ、意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1bの救済を受けることができる。(スタンスは除く)

(b) クローズド(Closed)の標示のある予備グリーン(カラーを含む)はプレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球がある場合及びスタンスがかかる場合、プレーヤーは、規則25-1b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。

4. 動かさない障害物 (規則 24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合やスタンスがかかる場合、プレーヤーはゴルフ24-2b(i)の救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。

(d) コース内の防球ネットが動かさない障害物となる場合、その障害物の上を越えたり、中や下を通さずにニヤレストポイントを決めなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。

5. コースと不可分の部分

樹木保護のための巻物施設(巻き網など)及び添え木・支柱・ワイヤーはコースと不可分の部分とする。

6. 地面にくい込んでいる球の救済

付属規則 I (A) 3aを適用する。(ゴルフ規則160ページ参照)

スルーザグリーンで、地面に球がくい込んでいるときは、その球を罰なしに拾い上げて、ホールに近づかず、しかも球の止まっていた箇所にてできるだけ近い所にドロップすることができる。その際、拾い上げた球は拭くことができる。ドロップの際は、球はスルーザグリーンのコース上に直接落ちなければならない。このローカルルールの違反の罰は2打。

7. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされた場合

規則18-2と20-1は以下の通りに修正される。

プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやパートナー、相手、またはそのいずれかのキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。

その球やボールマーカーは規則18-2や20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶

然である場合にのみ適用する。

注: パッティンググリーン上のプレーヤーの球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレーされることになる。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則、日本高等学校ゴルフ連盟競技規則、この競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

「適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I (B) 1a」を適用する。この条件の違反の罰は競技失格。

4. 使用球の規格

「公認球リストの条件・付属規則 I (B) 1b」を適用する。この条件の違反の罰は競技失格。

5. プレーの一時中断と再開

(a) 通常のプレーの一時中止(落雷など危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8b、c、dに従って処置すること。

(b) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが一時中止となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格となる。この条件の違反の罰は競技失格。

(c) プレーの一時中止と再開の合図について

通常のプレーの中断: 短いサイレンを繰り返して通報する。

危険を伴う気象状況による即時中断: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開: 1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

6. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則7注2、付属規則 I (B) 5b)

ホールとホール間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は付属規則 I (B) 5b」を適用する。(次のホールに2打の罰。最終ホールで違反があった場合はそのホールに2打の罰。)

7. 移動

委員会が別途認めた場合を除き、プレーヤーは正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。この条件の違反の罰や処置は付属規則 I (B) 8を適用する。

8. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する。

9. 競技の終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

10. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 手引きカートは持ち込み、使用することができる。(ただし電動は除く)
3. 使用ティは、男子は黒マーク、女子は白マークとする。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあげないように注意すること。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す場合がある。
5. 打球練習場においては指定された打席を利用すること。保護者の練習場への立ち入りは、事故・危険防止のため禁止とする。
6. コース内では携帯電話及び距離計測器の使用を禁止する。(公式指定ラウンドも同様)
7. 動物除けの電柵には絶対に触れないこと。(24時間通電しているため)
8. 競技委員・選手以外は1番・10番ホールのティーインググラウンド付近及び9番・18番ホールのグリーン付近以外は立入禁止とする。
9. 団体加盟校は顧問の引率を義務付ける。(団体加盟校のみ)

競技委員長

